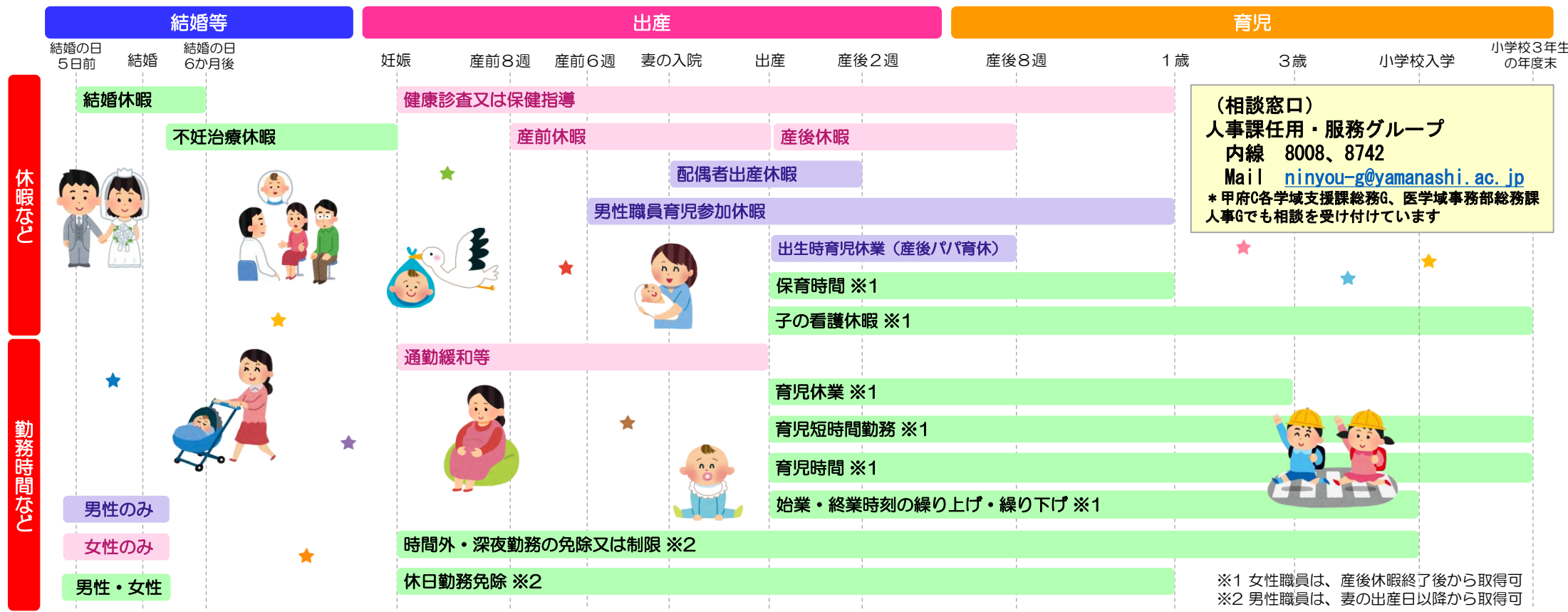


# 山梨大学におけるライフイベント別支援制度（結婚・出産・育児編）

【常勤職員】



制度	制度内容	期間	給与
健康診査等受診	妊婦健診や保健指導のために必要な期間について職務を免除する制度	妊娠～子1歳	職専免(有給)
産前休暇	出産前に取得することができる休暇	分娩予定日の8週間前～出産日	有給
産後休暇	出産後に取得することができる休暇(産後6週間までは就業禁止)	出産翌日～産後8週間	有給
配偶者出産休暇	妻の出産に伴う入退院などのために取得することができる休暇	妻の入院日～産後2週間のうち2日間	有給
男性職員育児参加休暇	妻の出産に伴い、当該出産に係る子や小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために取得できる休暇	妻の出産予定日6週間前～子1歳において、5日まで	有給
出生時育児休業(産後/パパ育児)	育児休業とは別に出生時に取得することができる休業制度(休業中の就業可能)	出生後8週間以内に4週間まで	無給
通勤緩和	通勤での混雑が母体又は胎児の健康保持に影響があるとして時差通勤等が必要と医師等が判断した場合に勤務の一部を免除する制度	妊娠～出産において、1日につき1時間	職専免(有給)
時間外・深夜勤務の免除又は制限	小学校就学前の子を養育する場合、時間外及び深夜の勤務を免除する制度	妊娠～子の小学校就学前	—
休日勤務免除	1歳未満の子を養育する場合、休日の勤務を免除する制度	妊娠～子1歳	—

制度	制度内容	期間	給与
保育時間	1歳未満の子に授乳などを行うときに取得できる休暇	出産後～子1歳 1日あたり2回各30分以内	有給
子の看護休暇	小学校3年生修了までの子について、負傷や病気の看護、予防接種や健康診断を受けさせる場合、学級閉鎖や入園(入学)式等に参加する場合に取得できる休暇	出産後～子の小学校3年生の年度末 年度あたり5日(子2人10日)	有給
育児休業	3歳未満の子を養育するために休業することのできる制度	出産後～子の3歳	無給
育児短時間勤務	小学校3年生修了までの子を養育している場合、定められた範囲において希望する勤務形態に変更して勤務することのできる制度	出産後～子の小学校3年生の年度末	減額
育児時間	小学校3年生修了までの子を養育している場合、勤務時間の前後において、1日2時間以内で勤務しないことや10日を超えない範囲内で休業を取得することができる制度	出産後～子の小学校3年生の年度末	減額
始業・終業時刻の繰り上げ・繰り下げ	小学校就学前の子を養育する場合、始業及び終業時刻、休憩時間を変更することができる制度	出産後～子の小学校就学前	—

制度	制度内容	期間	給与
結婚休暇	結婚に伴い必要と認められる行事のために勤務しないことができる休暇	結婚の日の5日前～6か月後において連続する5日間	有給
不妊治療休暇	不妊治療に係る通院等のために勤務しないことができる休暇	年度において5日又は10日	有給

詳細及びその他の制度は就業規則等をご確認ください。